

石川県公報

平成 25 年 10 月 7 日 (月曜日)

号 外

(第 73 号)

目 次

条 例	
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人 事 課) 1	○石川県医療施設耐震改修等促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (医療対策課) 2
○石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例 (地 方 課) 1	○石川県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例 (河 川 課) 2
○指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (障害保健福祉課) 1	

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十五号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十二年石川県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の四第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 救急医療

第九条の四第二項第三号中「第八号」を「第九号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十六号

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例（平成六年石川県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百四十二条第一項第四号の二」を「第四百四十二条第一項第四号の三」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成二十五年十月七日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 条 例 第 三 十 七 号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条」を「第六十一条の二」に改める。

第五十九条中「第二十四条第二項」を「第二十四条第一項」に改める。

第六十条中「次の各号に掲げる」を「規則で定める」に改め、「(平成二十四年石川県条例第五十三号)」及び「以下同じ」を削り、「第二十四条第一項、第三項、第四項及び第五項」を「第二十四条第二項から第五項まで」に改め、各号を削る。

第六十一条中「次の各号に掲げる」を「規則で定める」に改め、「以下同じ」を削り、「第二十四条第一項、第三項、第四項及び第五項」を「第二十四条第二項から第五項まで」に改め、各号を削り、第二章第五節中同条の次に次の一条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第六十一条の二 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十九条(第二十四条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

第七十八条中「第四十四条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」とを削る。

第八十一条中「第六十一条」を「から第六十一条の二まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県医療施設耐震改修等促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月七日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 条 例 第 三 十 八 号

石川県医療施設耐震改修等促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例

石川県医療施設耐震改修等促進臨時特例基金条例(平成二十二年石川県条例第九号)の一部を次のように改正する。附則第二項中「平成二十三年三月三十一日までに策定された」を「平成二十六年三月三十一日までに着工される」に改め、「を実施するための計画(当該計画に変更があったときは、変更後の計画)に係る事業」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月七日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 条 例 第 三 十 九 号

石川県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

石川県河川流水占用料等徴収条例(平成十二年石川県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「から第二十五条までの規定による許可」を「、第二十四条若しくは第二十五条の規定による許可又は法第二十三条の二の規定による登録」に改める。

第三条第一項ただし書中「流水占用の許可」を「流水占用の許可等」に改め、「よる許可」の下に「又は法第二十三条の二の規定による登録」を加える。

第四条第一項中「流水占用の許可」を「流水占用の許可等」に、「当該許可」を「当該許可等」に改める。

附 則

この条例は、水防法及び河川法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十五号)附則第一条ただし書に規定する日から施行する。

